



2020年5月19日

各 位

会社名 株式会社 サンゲツ
代表者名 代表取締役 安田正介
社長執行役員
(コード番号 8130 東証・名証第一部)
問合せ先 取締役執行役員 伊藤研治
管理担当
(TEL. 052-564-3314)
財務経理部長 助川達夫
(TEL. 052-564-3333)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月25日開催予定の第68回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

今回の定款変更の目的は、次のとおりです。

- (1) 当社は、中期経営計画(2014-2016)「Next Stage Plan G」及び中期経営計画(2017-2019)「PLG2019」を通じてコーポレートガバナンス改革に取り組んでまいりました。この過程で2015年に監査等委員会設置会社へ移行し、2016年に執行役員制度を導入しました。また、業務執行取締役の人数を2015年度6名から現在は2名まで削減する一方、監査等委員である取締役は5名を維持し、ガバナンス強化を図ってまいりました。これら近年の取組みの結果をうけて、次の①～③の変更を行います。
 - ① 執行役員制度の定着により、役付取締役である取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を廃止します。
 - ② 業務執行取締役の現状の人数を勘案し、定員を削減します。
 - ③ 執行役員の選任等を明確にするため執行役員に関する規定を新設します。
- (2) 今後の事業展開を勘案して、事業目的の追加・整備を行います。
- (3) その他、条項の新設・削除に伴い、条数の整備を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2020年6月25日
定款変更の効力発生日	2020年6月25日

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当会社の目的は次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 壁装材料の販売及び輸出入 2. カーテン、ブラインド等、窓装飾品の販売及び輸出入 3. カーペットの販売及び輸出入 4. プラスチック系床材、木質床材等各種床材の販売及び輸出入 5. ～12. (省略) 13. <u>襖材料の販売</u> 14. ～17. (省略) 	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当会社の目的は次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 壁装材料の<u>製造・販売</u>及び輸出入 2. カーテン、ブラインド等、窓装飾品の<u>製造・販売</u>及び輸出入 3. カーペットの<u>製造・販売</u>及び輸出入 4. プラスチック系床材、木質床材等各種床材の<u>製造・販売</u>及び輸出入 5. ～12. (現行どおり) (削除) <u>13. ～16.</u> (現行どおり) <u>17. 建築物の設計及び工事監理</u>
<p>(招集者)</p> <p>第14条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役社長</u>がこれを招集する。</p>	<p>(招集者)</p> <p>第14条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>代表取締役</u>がこれを招集する。</p>
<p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は<u>取締役社長</u>がこれにあたり、<u>取締役社長</u>に事故あるときは予め取締役会において定めた順位により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は<u>代表取締役</u>がこれにあたり、<u>代表取締役</u>に事故あるときは予め取締役会において定めた順位により他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>(員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>② (省略)</p>	<p>(員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 (省略)</p> <p><u>②取締役会はその決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>第29条</p>	<p>(執行役員)</p> <p>第29条 <u>当会社は、取締役会の決議により、執行役員を置き、業務執行を委ねることがで</u></p>

第29条～第36条 (省略)	<u>きる。</u> <u>②執行役員に関する事項は、定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規定による。</u> 第30条～第37条 (現行どおり)
-------------------	---

以 上